

## 平成 29 年台風第 21 号に係る 災害救助法適用地域の世帯の学生に対する 緊急採用・応急採用の取扱いについて

標記について、下記のとおり緊急採用(第一種奨学金)及び応急採用(第二種奨学金)の申込を受け付ける旨、日本学生支援機構より通知がありましたので、貸与希望者は各窓口へ申し出てください。

**【対象者】** 災害救助法の適用地域の世帯の学生

災害救助法の適用地域	
三重県	伊勢市、 <span style="color: red;">度会郡玉城町</span>
京都府	舞鶴市 ← <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">追加</span>
和歌山県	新宮市 ← <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">追加</span>
<p>以下の場合、適用地域に準じて取り扱います。</p> <p>(1) 災害救助法の適用を受けない近隣の地域で同等の被害にあった世帯の学生</p> <p>(2) 上記(1)の地域に勤務し、勤務先が被災した世帯の学生</p>	

**【窓口】**

学部1年次、2年次(前期まで)	学生支援課(工学部7号館B棟)
学部2年次(後期)以上、大学院生	所属学部・研究科の奨学金事務担当係